○農林水産省告示第二千六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市田小屋字スダレ二六三、二六三の一、二六四の一、二六四の二、二六五、二六五の一、二六六の一から二六六の三まで、字大沢五六八の三、五八八の四、五七八、五八〇、五八〇の二、五八一の一、五八一の二、五八三、五八四、五九九の六、六一七、字大ヒド五八五の一、五八五の二、五八六の一、五八六の二、五八七から五九一まで、五九二の一から五九二の三まで、五九五から五九七まで、五九九の一、五九九の二、五九九の四、五九九の五、六〇一、六〇五の一、字藤平尾六〇〇の一から六〇〇の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字スケ原四二二の一、四二三の乙、四二四、四二四の一、四二四の二、四二五、四二七から四二九まで、四二九の一、四三〇、五一三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市八箇甲四九五の二、甲四九五の三、甲四九六から甲四九八まで、甲五〇〇、甲五四三の一、甲五四四の一、甲五四六、甲五四七、甲五五七の二、甲五五八から甲五六〇まで、甲五六八、甲五七〇、甲五七二、甲五七三、甲五七四の一から甲五七四の三まで、甲五七五から甲五七九まで、甲五八二から甲五八四まで、甲五九〇から甲五九二まで、甲五九二の一から甲五九二の三まで、甲五九三、甲五九四の一、甲五九四の二、甲五九五、甲五九五の一、甲五九五の三まで、甲六〇二まで、甲六〇五から甲六〇八まで、甲六〇九の一、甲六〇九の二、甲六一二、甲六一六、甲六一七の一、甲六三二、甲六三五から甲六三九まで、甲六四一から甲六四三まで、甲六四五、甲六四八から甲六五一まで、甲六五二の一から甲六五二の三まで、甲六五三、甲七五四の一、甲七五四の二、甲七五五、甲七五六の一、甲七五七、甲七五九の一、甲七六〇の一、甲七六一の一、甲七六二、甲七六四、甲七六六の一、甲七六七、甲七六八の一、甲七六九の一、甲七七一、甲七七三から甲七七八まで、甲七八二、甲八〇六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県高崎市箕郷町松之沢字長久保四五四の九五（次の図に示す部分に限る。）、甘楽郡南牧村大字六車字中棚丙一一六の一、吾妻郡東吾妻町大字大戸字稲田五三四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡嬬恋村大字西窪字川入五九一の八

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに高崎市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市下祓川町一八八一の七、一九〇九の二、一九〇九の三、一九一〇の一、祓川町四五三七、四五四七の一、四五四八の一、四五四八の二、四五四八の四、四五五四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市都町字山口六六一九の二、六六二〇の二、六六二一の二